

令和5年度  
福島町財政健全化判断比率報告書

福島町



## 目 次

1. 一般会計及び特別会計健全化判断比率審査意見	5
一般会計財政健全化審査意見書	6
浄化槽整備特別会計経営健全化審査意見書	7
水道事業会計経営健全化審査意見書	8
2. 総括表① 健全化判断比率の状況	9
3. 総括表② 連結実質赤字比率等の状況	10
4. 総括表③ 実質公債費比率の状況	11
5. 総括表④ 将来負担比率の状況	12



福 監 号  
令和 6 年 8 月 7 日

福島町長 鳴海 清春 様

福島町代表監査委員 本庄屋 誠

令和 5 年度一般会計及び特別会計健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により審査に付された令和 5 年度一般会計及び特別会計に係る健全化判断比率を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

記

1. 令和 5 年度 一般会計財政健全化審査意見書
2. 令和 5 年度 浄化槽整備特別会計経営健全化審査意見書
3. 令和 5 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

表1 監査委員による財政健全化審査（財政健全化法第3条①）

令和5年度 一般会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和5年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	20.0	
③ 実質公債費比率	9.9	25.0	
④ 将来負担比率	40.8	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、 $-2.24\%$ となっており、早期健全化基準の $15\%$ と比較するとこれを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は $-29.38\%$ となっており早期健全化基準の $20\%$ と比較するとこれを下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は $9.9\%$ となっており、早期健全化基準の $25\%$ と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は $40.8\%$ となっており、早期健全化基準の $350\%$ と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

表2 監査委員による公営企業の経営健全化審査（財政健全化法第22条①）

令和5年度 浄化槽整備特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は0%となっており、経営健全化基準の20%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

表3 監査委員による公営企業の経営健全化審査（財政健全化法第22条①）

令和5年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	(%) —	(%) 20.0	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は0%となっており、経営健全化基準の20%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013323	北海道	福島町	—	—	9.9	40.8

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額		早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	11,203	30.00					
2,664,527			財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

団体名 北海道福島町

会計名	実質収支額	(分母比)
一般会計	59,686	2.2
一般会計等に属する特別会計		
小計	59,686	2.2
標準財政規模	2,664,527	100.0
実質赤字比率 (%)	-2.24	※

会計名	実質収支額	(分母比)
国民健康保険特別会計	8,762	0.3
介護保険特別会計	35,373	1.3
後期高齢者医療特別会計	123	0.0
国民健康保険診療所特別会計	7,072	0.3
営一般企業に係る特別会計以外のうち		

会計名	資金不足・剰余額	(分母比)
福島町水道事業会計	671,894	25.2
宅地造成事業以外		
宅地造成事業		
福島町浄化槽整備特別会計	0	

法適用企業	法非適用企業	合計
宅地造成事業以外	宅地造成事業以外	782,910
宅地造成事業	宅地造成事業	2,664,527
合計	合計	-29.38
標準財政規模(再掲)	標準財政規模(再掲)	100.0
連結実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比率 (%)	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和5年度決算)

(単位：千円)

	① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③A表 「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算定した 額(3①表「エ」 欄の数値を 転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当り の元金償還金 に相当するもの 額(3①表「ウ」 欄の数値を 転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て ると認められる 繰入金(3②表 「台計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたたど認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だ④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和3年度	610,900			9,888	76,580	260	323	39,820	47,842	384,387	
令和4年度	602,982			15,320	76,789	260	284	34,883	48,748	359,946	
令和5年度	610,927			17,843	76,796	164	465	37,820	47,271	393,791	

実質公債費比率 (3カ年平均)	9.9
--------------------	-----

実質公債費比率 (単年度)	令和3年度 9.77170 令和4年度 9.93730 令和5年度 10.22337
------------------	---

⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	
--	--

	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	91,714
令和4年度	24,390
令和5年度	11,203

(参考)

	⑥の内訳
令和3年度	260
令和4年度	260
令和5年度	164

PF1事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生基金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けると認め る(省令第7条第4号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)
---	--	---	---	--	---	---	------------------------------

